

地域型保育事業所の認可及び利用定員について

市内において移転を予定している小規模保育事業所（令和7年12月31日閉所・令和8年1月1日開所予定）について、『児童福祉法第34条の15第4項』の規定に基づき認可に関するご意見及び『子ども・子育て支援法第43条第2項』の規定に基づき利用定員についてのご意見を伺います。

1 施設概要

施設の名称等	名称	Manamana 南町保育室			
	所在地	西東京市南町五丁目 2 番 10 号 ハイテラスかやま 1 F			
	設置主体	株式会社 Manamana			
	類型	A 型			
認可定員	15 人 (12 人)	利用定員			
		3 号認定 【0～2 歳】	15 人 (12 人)	0 歳	2 人 (0 人)
				1 歳	7 人 (7 人)
				2 歳	6 人 (5 人)
保育室等の状況	設備	認可基準		申請内容	
	乳児室・ほふく室 【0・1 歳児】	3.3 m ² × 9 人=29.7 m ² (3.3 m ² × 7 人=23.1 m ²)		36.70 m ²	(40.4 m ²)
	保育室 【2 歳児】	1.98 m ² × 6 人=11.88 m ² (1.98 m ² × 5 人=9.9 m ²)		18.15 m ²	
	屋外遊戯場	3.3 m ² × 6 人=19.8 m ² (3.3 m ² × 5 人=16.5 m ²)		1336.9 m ² 代替遊戯場 南町第四児童遊園	

※括弧内は令和7年10月1日現在の数値

2 設置主体の保育事業実績

Manamana 南町保育室は現在、マンション2階の2室を使用して運営をしていますが、この度、同マンション1階部分のテナントに空きが生じたため、1階に移転することとなりました。移転に合わせて設置主体も変更となりますが、株式会社 Manamana は、移転前の設置主体（個人）が代表を務める法人で、市内で小規模保育事業所2園の運営実績があります。